証券コード　２１９Ａ
（発送日）2025年１月８日
（電子提供措置の開始日）2024年12月26日

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目２番３号
Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ株式会社
代表取締役社長　福　田　恵　一

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.heartseed.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株主総会」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Heartseed」又は「コード」に当社証券コード「219A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年１月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2025年１月24日（金曜日）午後１時00分（受付開始：午前12時00分）

2．場　　所　東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階大ホール
（末尾の会場案内をご参照ください）

3．目的事項

報告事項　第９期（2023年11月１日から2024年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年１月24日（金曜日）
午後１時（受付開始:午前12時）



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年１月23日（木曜日）
午後６時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年１月23日（木曜日）
午後６時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

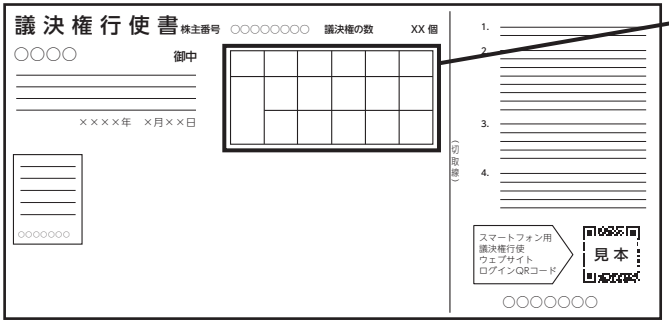

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

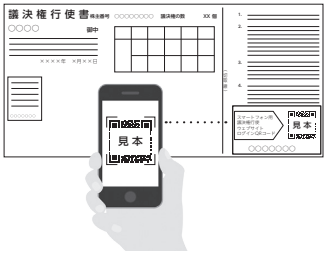

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

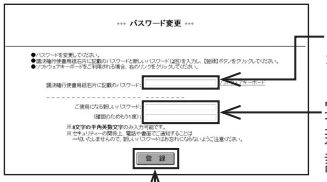

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　年末年始を除く9:00～21:00)

（添付書類）

事　業　報　告

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度（2023年11月１日～2024年10月31日）における我が国の経済は、堅調なインバウンド需要に加え、雇用・所得環境の改善により緩やかな改善が見られるものの、金融資本市場の変動や不安定な国際情勢など、国内景気は依然として不透明な状況が続いています。

日本の再生医療業界においては、2014年に施行された改正薬機法によって、再生医療への「条件及び期限付承認制度」が導入され、また承認審査期間の短縮や当局との事前相談に関する優先的支援などを提供する「先駆的医薬品等指定制度」が2019年に法制化されるなど、優れた再生医療等製品を逸早く実用化できる仕組みが整っています。

当事業年度における事業の概況としましては、虚血性心疾患に伴う心不全患者を対象とする他家iPS細胞由来心筋球の開胸投与による治療プログラム（HS-001）をリードパイプラインとして、開発を継続しております。実施中の冠動脈バイパス手術と併用する第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験（LAPiS試験）において、安全性評価委員会による高用量群１例目（治験全体の６例目）の安全性に関するレビューが10月１日付で完了し、10月末時点で８例目まで投与されております。

一方、グローバル大手製薬企業であるノボノルディスク・エーエス社との全世界を対象とする独占的技術提携・ライセンス契約のもと、同社との開発の進捗に伴い、マイルストン収入を計上しております。また、患者さんにとってより負荷の低いカテーテルを用いた投与方法の開発について計画を策定し、現在は試作品における確認・検証等を進めております。

このような状況のもと、当事業年度の経営成績は、売上高873,610千円（前事業年度比153.4%増）、営業損失は1,038,802千円（前事業年度末は営業損失1,459,614千円）、経常損失は818,581千円（前事業年度末は経常損失1,456,584千円）、当期純損失は812,725千円（前事業年度末は当期純損失1,473,500千円）となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました設備投資の総額は、14,022千円であり、これは研究施設の拡張に伴う設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、2024年７月30日付での東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、以下のとおり増資を行いました。

１．公募増資

払込期日	2024年７月29日
発行済株式総数	普通株式　1,801,700株
発行価額	１株につき1,067.20円
発行総額	1,922,774,240円

２．第三者割当増資

払込期日	2024年８月28日
発行済株式総数	普通株式　228,500株
発行価額	１株につき1,067.20円
発行総額	243,855,200円

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 6 期 (2021年10月期)	第 7 期 (2022年10月期)	第 8 期 (2023年10月期)	第 9 期 (当事業年度) (2024年10月期)
売上高 (千円)	1,635,000	499,060	344,725	873,610
経常損失 (千円)	△255,341	△1,410,304	△1,456,584	△818,581
当期純損失 (千円)	△257,890	△1,412,728	△1,473,500	△812,725
1株当たり当期純損失 (円)	△18,900.01	△128.99	△106.81	△49.43
総資産 (千円)	6,316,439	4,936,004	5,719,751	7,067,594
純資産 (千円)	6,139,588	4,727,553	5,269,559	6,623,249
1株当たり純資産額 (円)	△71,821.21	△218.77	△353.31	297.44

(注) 1．千円未満は切り捨てて表示しております。
2．2023年９月15日付で普通株式１株につき800株の割合をもって株式分割を行っております。第７期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純損失および１株当たり純資産額を算定しております。
3．１株当たり当期純損失および１株当たり純資産額は小数点第３位を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 臨床応用の加速

<HS-001について>

当社は、虚血性心疾患患者を対象としたLAPiS試験を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に受理された治験計画に基づき、治験参加施設における患者のリクルートメントを継続しております。委託先や治験参加施設との連携を強化し、本治験の着実な実行を図ってまいります。

<HS-005について>

2021年６月に発表しましたグローバル大手製薬企業であるノボノルディスク・エーエス社との全世界を対象とする独占的技術提携・ライセンス契約のもと、世界戦略品としての活用を想定している低侵襲的投与手法の開発などを進めてまいります。

② 中長期的事業基盤構築に向けた取り組み

大量生産を目的とした製造技術開発に加えて、当社が保有するプラットフォーム技術・知財に関する他社との提携などを進めることで、パイプラインの拡充を図り将来収益の極大化に向けた事業基盤を強化していく方針であります。

③ 財務基盤の強化

当社は、リードパイプラインであるHS-001での早期収益化を目指す中、2024年10月末時点の現預金残高は5,297,166千円、純資産額は6,623,249千円です。中長期的に事業を拡大していくために資金を外部から調達する必要があることから、今後も一層の事業の促進と並行して株式市場からのみならず、銀行からの融資、補助金等を通して、研究開発に必要な資金調達の多様化を図り、財務基盤の強化を進めてまいります。

④ 組織体制の整備および人材育成

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、優秀な人材を確保し定着を図るべく、組織体制を整備し、従業員のモチベーションの維持・向上に努めていくとともに、一人ひとりの従業員の能力開発や働きやすい環境を構築してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンス体制の強化

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の公正性・透明性を確保するとともに、「内部統制に関する基本方針」に沿って内部統制を整備・運用すること、並びに、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として役職員が倫理・コンプライアンスに関して共通認識を保持し、公正で的確な意思決定を行う風土を醸成する仕組みの構築に加えて、透明性のある内部管理体制を整備・維持することで、内部管理体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

(5) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

iPS細胞由来の心筋細胞を用いた心筋再生医療等製品の開発

(6) 主要な営業所および工場（2024年10月31日現在）

本社および研究施設	東京都港区芝浦一丁目２番３号
研究施設	AIRBICかわさき新産業創造センター：神奈川県川崎市

(7) 使用人の状況（2024年10月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
39 （3）名	－名増 （1名減）

（注）1．臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、派遣社員含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2024年７月30日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

2．株式の状況（2024年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式　22,225,400株

(3) 株主数　6,859名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
福田　恵一	3,200千株	14.4%
SBI Ventures Two㈱	2,236千株	10.1%
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	1,539千株	6.9%
秋山　琢己	1,120千株	5.0%
古川　俊治	1,120千株	5.0%
河西　佑太郎	800千株	3.6%
Astellas Venture Management LLC.	708千株	3.2%
㈱日本カストディ銀行（信託口）	616千株	2.8%
新村　健造	594千株	2.7%
㈱JMDC	461千株	2.1%

（注）1．持株比率は期末現在の発行済株式総数に対する比率で、小数点以下第２位を四捨五入して表示しております。

2．当社は自己株式を保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2020年８月17日	2021年８月31日
新株予約権の数		430個	767個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　344,000株 (新株予約権１個につき800株)	普通株式　613,600株 (新株予約権１個につき800株)
新株予約権の払込金額		9,020円	10,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　441,869円 (１株当たり　553円)	新株予約権１個当たり　510,918円 (１株当たり　639円)
権利行使期間		2020年８月28日から 2030年８月27日まで	2021年９月14日から 2031年９月13日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　253個 目的となる株式数　202,400株 保有者数　３名	新株予約権の数　475個 目的となる株式数　380,000株 保有者数　４名
	監査役	新株予約権の数　17個 目的となる株式数　13,600株 保有者数　１名	新株予約権の数　17個 目的となる株式数　13,600株 保有者数　１名

		第３回新株予約権
発行決議日		2022年５月31日
新株予約権の数		58個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　46,400株 （新株予約権１個につき800株）
新株予約権の払込金額		11,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　546,098円 （１株当たり　683円）
権利行使期間		2022年６月７日から 2032年６月６日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　25個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　１名

（注）新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての当該新株予約権を行使することができないものとする。

① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

② 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による当該新株予約権の行使は認めない。
(4) 当該新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
(5) 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(6) 本要項の他の規定にかかわらず、株式の発行または譲渡、組織再編その他の取引で当社が当事者または対象会社となる取引であり、かかる取引が実行された後において他社が当社の総株主の議決権の過半数（その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める子会社及び同規則第８条第５項に定める関連会社をいう。）または親族が保有する分を含む。）を取得することとなる取引がなされる場合であって、当該取引の直前時点で、合計で当社の普通株式の過半数を保有する株主から新株予約権者に対して新株予約権を行使しての当該取引への参加の要請があった場合、新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、すべての新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2024年10月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福田 恵一	慶應義塾大学名誉教授
取締役	安井季久央	COO兼経営企画室長
取締役	金子健彦	CMO兼研究開発本部長
取締役	高野六月	CFO兼戦略ファイナンス・IR室長
取締役	平野達義	CAO
取締役	河西佑太郎	Angel Bridge㈱ 代表取締役 ㈱革新技術推進機構　代表取締役 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund５号㈱　代表取締役
取締役	古川俊治	参議院議員 ㈱iXgene　代表取締役
取締役	出口恭子	PHCホールディングス㈱　代表取締役社長兼CEO
監査役	菊川知之	常勤監査役
監査役	藤吉彰	栄研化学㈱　社外取締役
監査役	江戸川泰路	EDiX㈱　代表取締役 江戸川公認会計士事務所　代表 ㈱産業革新投資機構　監査役（非常勤） ㈱エニグモ　社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役古川俊治氏および出口恭子氏は社外取締役であります。
２．監査役菊川知之氏、藤吉彰氏および江戸川泰路氏は社外監査役であります。
３．監査役江戸川泰路氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は取締役古川俊治氏および出口恭子氏、並びに、監査役菊川知之氏、藤吉彰氏および江戸川泰路氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度に辞任した取締役は以下のとおりです。

氏　　名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼務状況
大堀誠	2024年４月17日	社外取締役（非常勤） 東京大学協創プラットフォーム開発㈱パートナー兼サイエンスCIO

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して萎縮することのないよう、会社法第430条の３第１項に規定する役員等損害賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）に加入しております。被保険者は、当社の役員（取締役、監査役）、管理・監督の立場にある従業員であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟などによる損害を塡補することとしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役および社外監査役から適切な助言を受けております。

また、業績連動報酬等や非金銭報酬等はないため固定報酬が個人別の報酬の全部を占めます。

当社では、取締役の個人別の報酬額の決定については、代表取締役社長に委任することを取締役会で決定しており、代表取締役社長が、業績達成度や各取締役の役割貢献度を考慮した上で取締役の個人別の報酬額を決定しています。委任した理由は、業績達成度や各取締役の役割貢献度の考慮にあたっては、当社全体の業務を俯瞰する立場にある代表取締役社長が行うことが適当であると考えているためです。また、代表取締役社長の権限が適切の行使されるよう、取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役からの意見も踏まえることとしており、取締役会は、取締役の個人別の報酬額の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役に関しては、監査役の協議により決定いたします。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち、社外取締役）	126,444 (7,200)	126,444 (7,200)	－	－	8 （2）
監査役 （うち社外監査役）	16,212 (16,212)	16,212 (16,212)	－	－	3 （3）

（注）1. 当事業年の上記の取締役の総員数は９名であり、当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、取締役１名が事業年度中において退任したためであります。なお、当該取締役は無報酬であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年１月27日開催の第６回定時株主総会において、年額160,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち３名は社外取締役）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2020年１月30日開催の第４回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。
5. 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役古川俊治氏は、㈱iXgeneの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役出口恭子氏は、PHCホールディングス㈱の代表取締役社長兼ＣＥＯであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役藤吉彰氏は、栄研化学㈱の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役江戸川泰路氏は、EDiX㈱の代表取締役、江戸川公認会計士事務所の代表、㈱産業革新投資機構の監査役（非常勤）および㈱エニグモの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 古川俊治	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、19回に出席いたしました。 主に弁護士および医師の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に臨床試験の進捗について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取締役 出口恭子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 主に医療機器および医薬品を含む経営全般の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に人事・労務施策の進捗や経営管理について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
監査役 菊川知之	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に研究開発・経営管理両方における経営的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤吉彰	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に臨床研究開発およびＩＲ活動等の事業運営の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 江戸川泰路	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士として、また大学発ベンチャー支援の専門家としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,580千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,650千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計値を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．会計監査人の報酬額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬額1,460千円が発生しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務を委託し、対価として2,070千円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の取締役および従業員は、当社が上場会社であること、ならびに人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者であることを強く意識し、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則、医薬品医療機器等法および関連規則、その他の法令の遵守を徹底するため、「コンプライアンス・リスク管理規程」のもと、「コンプライアンスマニュアル（行動規範）」等の諸規程を制定し、コンプライアンス・リスク管理委員会を運営するとともに、重要な会議等の場で継続的に周知徹底を図っております。
2. 監査役、内部監査人および会計監査人は、当社の取締役および従業員の職務の執行が関係法令および規則、定款・規程等を遵守して行われているかを監査し、相互の連携を図るとともに、適宜、代表取締役社長および取締役会へ報告するなど、業務の適正を確保する体制を整備、運用しております。
3. 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき内部通報システムを構築し、法令・定款等違反行為を未然に防止する体制を整えております。なお、内部通報窓口は社内窓口の他、弁護士が運営する法律事務所を社外の窓口としております。
4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で一切の関係を遮断すべく、「反社会的勢力対応規程」を制定し、そのための体制整備を行い、運用を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や、「職務権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料を含めて「文書管理規程」に定められた方法、期間に準じて適切に保存および管理を行い、取締役からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備しております。
2. 内部監査人および監査役(会)が定期的に重要な文書の管理、保管状況を監査するとともに、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を維持しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 経営上のリスクに関しては、経営課題とともにリスクを洗い出し、常にリスクを最小限にすることを意識しつつ、業務執行および意思決定を行っております。
2. リスクコントロール体制の基礎として「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、管理担当取締役の指揮・監督のもと代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し運営します。リスクの開示およびクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、取締役および従業員へ周知徹底を行っております。
   また、内部監査人が内部監査を実施することで、運用体制を強化しております。
3. 当社の重要な資産である情報に関しては、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、情報ネットワークシステムのセキュリティ体制を強化するとともに、取締役および従業員に対して情報セキュリティポリシー等のルールの周知を行い、厳格な情報管理体制を構築しております。
4. 新型インフルエンザ等のパンデミック、大地震などの突発的緊急事態に対しては、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置、緊急事態に迅速に対応いたします。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の事業の社会的使命、経営目標、事業戦略が常に明確にされ、それを基に「中期経営計画」「年度事業計画」「年度予算」を取締役会が審議・承認し、執行状況の監督をいたします。
2. 職務の執行にあたっては、最低月１回開催される経営戦略会議等において役員、幹部社員で情報共有が行われ、議論を尽くした上で取締役会へ上程されるなど、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。
3. 取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等において、執行の手続きが明確且つ簡明に定められ、効率的な業務執行を可能にしております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助する使用人は現在おりませんが、監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には配置します。

2. 監査役付の使用人を置いた場合は、当該従業員等は監査役の業務を補佐する事項に関しては、監査役の指揮・命令に従います。また、その独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とします。また、監査役は、必要に応じて管理部門の専門知識を有する使用人からの協力および事務の取扱いに関する支援を受けることができるものといたします。

⑥ 監査役への報告に関する体制

1. 監査役への報告事項は以下のとおりといたします。
   ・内部統制システムの整備状況およびその運用状況
   ・業績および業績見込みの内容、重要開示書類の内容
   ・会社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
   ・監査役から要求された契約書類等の文書の回付
   ・その他監査役が報告を求める事項
2. 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告を行うものとします。
3. 当社は、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行います。また、取締役および使用人から監査役へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図ります。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、定期的に代表取締役社長および取締役と定期的な会合を持ち、報告を受け、密接な情報交換を行っております。
2. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議など重要会議をはじめとして監査役が必要と判断した会議に出席できるものとしております。
3. 監査役会は、内部監査人と定期的な会合を持ち、年次監査計画および監査の実施状況に関して、適宜報告を受け、指摘、提言事項について意見交換する等、密接な情報交換および連携を図っております。
4. 監査役会および内部監査人は、会計監査人との三者で定期的な会合を持ち、監査環境の共有や監査計画および監査結果の報告を受ける等、相互の連携且つ牽制を図っております。

5. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーの任用をすることができます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

経営計画、重要な契約の締結、多額の支出を伴う設備投資等、重大な影響を与える事項については、経営戦略会議で十分な審議を行った上で取締役会に付議しております。取締役のうち２名を社外取締役とすることで、業務執行取締役および使用人による職務執行に対する監督機能を高め、業務執行の適正を確保しております。

また、製品開発や経営管理等、事業活動が抱えるリスクにつきましては、各部署でリスク評価を行い、リスクをコントロールすることに努め、その結果を内部監査人および監査役によってモニタリングされます。このようなリスクマネジメント活動は、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告されております。

さらに、コンプライアンス意識の向上・定着を目指し、年間の教育プランを作成、取締役を含めた役職員に対してコンプライアンス研修を実施しております。なお、不正を早期発見し、再発防止につなげるため、内部通報制度の利用状況について、コンプライアンス・リスク管理委員会でモニタリングを行い、コンプライアンス体制の見直しに活用しております。

貸 借 対 照 表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,403,814**	**流動負債**	**282,074**
現金及び預金	5,297,166	リース債務	4,638
売掛金	768,250	未払金	80,828
貯蔵品	86,336	未払費用	37,439
前渡金	42,571	前受金	77,989
前払費用	40,656	未払法人税等	54,258
未収入金	30,060	預り金	18,916
未収消費税等	138,774	資産除去債務	8,003
固定資産	**663,779**	**固定負債**	**162,269**
有形固定資産	**455,707**	リース債務	755
建物付属設備	434,994	資産除去債務	158,308
工具、器具及び備品	20,712	繰延税金負債	3,206
リース資産	－	**負債合計**	**444,344**
		(純資産の部)	
投資その他の資産	**208,072**	**株主資本**	**6,610,833**
差入保証金	208,072	**資本金**	**1,133,314**
		資本剰余金	**8,247,266**
		資本準備金	6,196,711
		その他資本剰余金	2,050,554
		利益剰余金	**△2,769,747**
		その他利益剰余金	△2,769,747
		繰越利益剰余金	△2,769,747
		新株予約権	**12,416**
		純資産合計	**6,623,249**
資産合計	**7,067,594**	**負債純資産合計**	**7,067,594**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年11月 1 日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**873,610**
売上原価		**－**
売上総利益		**873,610**
販売費及び一般管理費		**1,912,412**
営業損失		**1,038,802**
営業外収益		
受取利息	401	
補助金収入	204,000	
受取手数料	18,343	
為替差益	38,349	
その他	988	262,082
営業外費用		
支払利息	409	
上場関連費用	41,452	41,861
経常損失		**818,581**
税引前当期純損失		**818,581**
法人税、住民税及び事業税	5,002	
法人税等調整額	△10,858	△5,856
当期純損失		**812,725**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　池　晃一郎

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ株式会社の2023年11月１日から2024年10月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年11月１日から2024年10月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目、監査業務の分担等を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査の結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等並びに内部監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社が業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく内部統制システムの整備及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月18日

Heartseed株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　菊　川　知　之 ㊞

監査役（社外監査役）　藤　吉　　彰 ㊞

監査役（社外監査役）　江戸川　泰　路 ㊞

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、事業運営の効率化を図り、適時・適切な経営情報の開示を目的として、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更するものであります。

これに伴い、当社定款について、現行定款第34条（事業年度）を変更するほか、第10期事業年度は、2024年11月１日から2025年12月31日までの14か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．定款変更の内容

（下線部は変更箇所をしめしております）

現行定款	変更後
第34条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの１年とする。	第34条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
（新設）	第38条（事業年度変更に係る経過措置） 本定款第34条（事業年度）の規定にかかわらず、第10期事業年度は、2024年11月１日から2025年12月31日までの14か月とする。 ２.本条は、第10期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、これを削除する。
（新設）	第39条（会計監査人の任期に係る経過措置）） 2025年1月24日開催の第9回定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第10期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．本条は、第10期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、これを削除する。

第２号議案　取締役の報酬額改定の件

1.提案の理由

事業の進展および展開を踏まえた経営体制強化のための増員等を勘案し、取締役の報酬額を改定するものであります。

2.決議事項についての提案の内容

当社の取締役の報酬額は、2022年１月27日開催の第６回定時株主総会において、年額160,000千円以内とご決議いただきましたが、取締役の報酬等の額を年額300,000千円以内（うち社外取締役については年額30,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。現在の取締役は８名（うち社外取締役は3名）であります。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、本議案における取締役の報酬等の改定は、取締役が株主の皆様の期待に応え、当社の業績向上および株主価値の増大への貢献を高めることを目的とし、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容との関係においても、報酬等の額の算定の基準、取締役報酬等全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬等の枠として必要かつ合理的な内容であるため、相当であると考えております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階大ホール

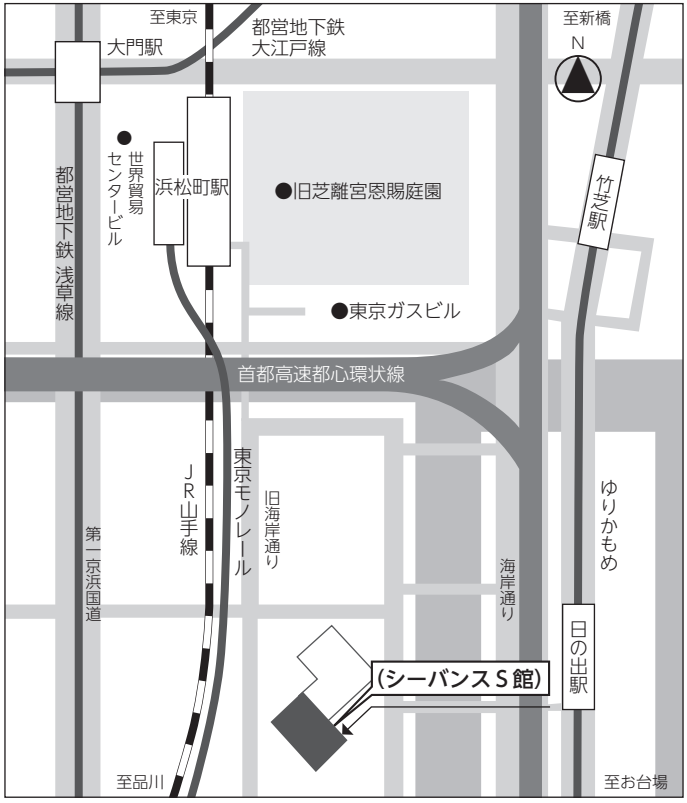

交通　ＪＲ

浜松町駅	徒歩約８分
新交通ゆりかもめ線	
日の出駅	徒歩約５分
都営地下鉄	
浅草線、大江戸線	
大門駅	徒歩約10分

本株主総会終了後、同会場にて経営説明会を開催いたします。
お時間が許す株主様は、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。